

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日	平成31年4月26日（金）	契約番号	5013
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）		
委託名	神奈川県民文化センターほか63施設特定建築物定期点検等調査業務委託		
履行場所	横浜市神奈川区東神奈川一丁目10番地1ほか		
履行期間	契約締結日から平成31年9月6日（金）まで		
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX045-664-7055		
最低制限価格制度	適用		
入札参加資格等	所在地、規模区分	市内、中小企業	
	種 目	901:建築設計（監理含む）	順位 1位
	登録細目	(A)庁舎、学校、病院等の設計又は(F)工事監理	
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条2項の規定により定められた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③平成31、32年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において、登録されていること。</p>	
指名・非指名通知日及び通知の方法	平成31年5月22日（水）普通郵便にて発送		
設計図書の閲覧	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）		
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書	
	受付場所	総務部総務課契約係	
	締切日時	平成31年5月17日（金） 午後3時00分まで	申込方法 ①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係
質 問	締切日時	平成31年5月10日（金） 正午まで	
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp	
	回答日時	平成31年5月15日（水） 午後1時	
	回答方法	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）	
入札及び開札時間	平成31年5月29日（水） 午後1時30分		
入札及び開札場所	横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない
契約担当課	総務部総務課契約係 電話 045-641-3124		

平成31年4月 提出

常務理事

委 託 設 計 書

委 託 名 神奈川区民文化センターほか63施設特定建築物定期点検等調査業務委託

履行場所 横浜市神奈川区東神奈川一丁目10番地1ほか

金 円

履行期限 平成31年9月6日

備考

神奈川県民文化センターほか63施設特定建築物定期点検等調査業務委託						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
定期点検等調査						
(1)12条点検						
建築(12条)	Aランク 点検対象面積 0～500m2未満	7	棟			
〃	Bランク 点検対象面積 500～1,000m2未満	4	棟			
〃	Cランク 点検対象面積 1,000～2,500m2未満	10	棟			
〃	Dランク 点検対象面積 2,500～5,000m2未満	6	棟			
〃	Eランク 点検対象面積 5,000～7,500m2未満	1	棟			
〃	Gランク 点検対象面積 10,000～15,000m2未満	3	棟			
〃	Iランク 点検対象面積 20,000～25,000m2未満	1	棟			
小計						
(2)劣化調査						
建築(劣化)	点検対象面積 0～1,000m2未満	3	棟			
〃	点検対象面積 0～1,000m 2未満(劣化単独)	8	棟			
〃	点検対象面積 1,000～5,000m2未満	8	棟			
〃	点検対象面積 1,000～ 5,000m2未満(劣化単独)	2	棟			
〃	点検対象面積 5,000～ 10,000m2未満(劣化単独)	1	棟			
〃	点検対象面積 10,000～30,000m2未満	4	棟			
〃	点検対象面積 30,000m2以上	1	棟			
小計						
(3)劣化部位修繕計画書						
建築劣化部位修繕提案書	12条	1	式			
建築設備劣化部位修繕提案書	劣化	1	式			
小計						

平成 31 年度 公共建築物点検・調査委託仕様書

1 委託名

神奈川県民文化センターほか 6 3 施設特定建築物定期点検等調査業務委託

2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12 条点検」という。）を行うとともに、施設の劣化状況を把握するための調査（以下「劣化調査」という。）を行い、施設の長寿命化に向けた計画的な保全対策の基礎資料を作成する。

3 対象施設

対象施設一覧（別紙 1）による。

4 履行期限

(1) 契約締結日から平成 31 年 9 月 6 日までとする。

5 業務内容

(1) 建築物の定期点検

12 条点検の実施

12 条点検実施要領（別紙 2）に従い、建築基準法第 12 条第二項に準じた建築物の点検を行う。

(2) 建築物の劣化調査

劣化調査の実施

劣化調査実施要領（別紙 3）に従い、建築物の劣化調査を行う。

(3) 劣化部位修繕提案書の作成

次の条件に合致する劣化部位について、（公財）横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」という。）と協議の上、修繕内容・概算工事費をまとめた劣化部位修繕提案書を作成する。

ア 劣化判定された部位の修繕方法として、修繕費が概ね 100 万円以上であるもの。

イ 直近 6 年に受託者が同部位に対し下調若しくは設計をしているものは除く。

6 資料の貸与及び返却

(1) 本業務にあたり保全公社から貸与する資料は次のとおり。

ア 図面

イ 前回報告書（12 条点検、劣化調査）

- (2) 保全公社からの貸与図面が無く現地に図面がある場合は、施設管理者の承諾を得た後、当該図面を借用し PDF 化を行う。
- (3) 保全公社貸与資料や施設から借用した図面等は、丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

7 事前準備

- (1) 保全公社貸与資料より、対象施設の建物概要や不具合箇所、修繕箇所等を事前に確認し、効率的な現地調査ができるよう準備する。
- (2) 施設管理者に対し、現地調査実施趣旨、点検者（再委託業者含む）、協力要請事項（各種資料準備、ヒアリング場所の確保等）及び確認事項（現地調査実施候補日、脚立・梯子の有無等）を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地調査実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

8 現地調査

- (1) 施設管理者へのヒアリング
施設管理者から劣化状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。
- (2) 各種点検報告書等の確認
施設が発注している点検について、本調査と関連のある直近の報告書を確認する。調査対象部分及び設備について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。
- (3) 調査の実施
前二項を踏まえ、各業務で定める実施要領（別紙 2, 3）に従い実施する。
- (4) 調査の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

9 現地調査に伴う注意事項

- (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (2) 安全対策について保護具使用など万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、受託者の責任において補償する。
- (3) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (4) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障を及ぼす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (5) 調査に必要な工具等は原則的に受託者の負担とする。

10 確認の省略

- (1) 次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応を記載する。
 - ア 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部
 - イ 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
 - ウ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの
 - エ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
 - オ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
 - カ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの
 - キ 目視では確認が困難であり、足場が必要である外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、広告塔等
 - ク 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
 - ケ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの
- (2) 法令の規定による検査等が、本業務の点検内容及び周期と適合するものについては、法令による検査等を本業務で定める点検とみなすことができるものとする。

11 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 10 日以内に、業務計画書(組織表、緊急時連絡体制表、施設点検者一覧表、年間工程表を含む)を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 施設点検者一覧表に点検者が記載されていない施設について、本項 8 に定める事前準備作業を行ってはならない。
- (4) 毎月第 1 週目に進捗状況の報告を保全公社担当者に書面等にて報告する。

12 成果品の提出

- (1) 成果品は、成果品作成要領(別紙 4)に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出し、保全公社の確認を受ける。
- (3) 保全公社の確認後必要な修正を行い、各成果品を次の期限までに電子データにて納品する。

成 果 品	期 限
・ 報告書	平成 31 年 9 月 6 日
・ 劣化部位修繕提案書	平成 31 年 9 月 6 日

13 その他

- (1) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。
- (2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

14 添付資料

- (1) 対象施設一覧（別紙 1）
- (2) 12 条点検実施要領（別紙 2）
- (3) 劣化調査実施要領（別紙 3）
- (4) 成果品作成要領（別紙 4）

神奈川県民文化センターほか63施設特定建築物定期点検等調査業務委託

64

12条点検 劣化調査

代表	施設番号	棟番号	施設名	棟名	複合	所在区	ストックマネージャー局	12条点検		劣化調査		12条点検対象面積	1期2期
								建築設備	建築設備	劣化調査対象面積	1期2期		
○	221004405	22100440501	神奈川県民文化センターかなつくホール	ザ・ステーションタワー東神奈川	民間	神奈川県	文化観光局		○		2,793		1期
○	221080110	22108011001	神奈川土木事務所	単独	本市単独施設	神奈川県	市民局		○		1,528		1期
○	221082101	22108210101	神奈川公会堂	単独	本市単独施設	神奈川県	市民局		○	○	2,000	2,000	1期
○	221082506	22108250601	反町地域ケアプラザ	民間複合単独棟	民間	神奈川県	健康福祉局		○		994		1期
○	230002404	23000240401	鶴見市場地域ケアプラザ	単独	本市施設との複合	鶴見区	健康福祉局		○	○	1,368	1,368	1期
○	230002405	23000240401	鶴見市場コミュニティハウス	単独	本市施設との複合	鶴見区	市民局		○	○	↑	↑	1期
○	230007608	23000760801	馬場花木園	休憩棟(茶室)	本市単独施設	鶴見区	環境創造局		○	○	277		1期
○	230007608	23000760802	馬場花木園	公園管理棟	本市単独施設	鶴見区	環境創造局		○				1期
○	230007704	23000770401	寺尾地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	鶴見区	健康福祉局		○		936	936	1期
○	231001301	23100130201	青少年育成センター	複合単独	本市施設との複合	中区	こども青少年局		○	○	10,098	10,098	1期
○	231001302	23100130201	市民文化会館関係内ホール	複合単独	本市施設との複合	中区	文化観光局		○	○	↑	↑	1期
○	231001703	23100170301	市役所本庁舎	市会3号棟	本市単独施設	中区	総務局		○	○	30,032	1,028	1期
○	231001703	23100170302	市役所本庁舎	庁舎棟	本市単独施設	中区	総務局		○	○		20,756	1期
○	231001703	23100170303	市役所本庁舎	中庭棟	本市単独施設	中区	総務局		○	○		1,820	1期
○	231001703	23100170304	市役所本庁舎	市会2号棟	本市単独施設	中区	総務局		○	○		606	1期
○	231001703	23100170305	市役所本庁舎	市会1号棟	本市単独施設	中区	総務局		○	○		5,822	1期
○	231003802	23100380201	中消防署	単独	本市単独施設	中区	消防局		○	○	2,498	2,498	1期
○	231086101	23108610103	元町公園	プール管理棟	本市単独施設	中区	環境創造局		○	○	499		1期
○	231086101	23108610105	元町公園	弓道場	本市単独施設	中区	環境創造局		○	○		162	1期
○	231086210	23108621001	アメリカ山公園(建築物)	アメリカ山公園(建築物)	民間	中区	環境創造局		○	○	9,790	9,790	1期
○	232003307	23200330701	中央生涯館	単独	本市単独施設	南区	健康福祉局		○	○	1,183	1,183	1期
○	232006610	23200661001	六ツ川スポーツ会館	単独	本市単独施設	南区	市民局		○	○	373	373	1期
○	232006614	23200661401	六ツ川一丁目コミュニティハウス	単独	本市単独施設	南区	市民局		○	○	391		1期
○	240000103	24000010301	保土ヶ谷区総合庁舎	本館	本市施設との複合	保土ヶ谷区	市民局		○	○	18,420	12,437	1期
○	240000103	24000010304	保土ヶ谷区総合庁舎	別館	本市施設との複合	保土ヶ谷区	市民局		○	○		750	1期
○	240000104	24000010302	保土ヶ谷消防署	消防署棟	本市施設との複合	保土ヶ谷区	市民局		○	○		2,415	1期
○	240000105	24000010301	消防局	本館	本市施設との複合	保土ヶ谷区	市民局		○	○	↑本館	↑本館	1期
○	240000106	24000010303	消防司令センター	消防司令センター棟	本市単独施設	保土ヶ谷区	消防局		○	○		2,935	1期
○	240005301	24000530101	向陽学園	本館棟(管理棟)	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○	2,904	470	1期
○	240005301	24000530102	向陽学園	職員宿舎棟	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○		452	1期
○	240005301	24000530103	向陽学園	学習棟	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○		630	1期
○	240005301	24000530104	向陽学園	講堂	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○		259	1期
○	240005301	24000530105	向陽学園	さくら寮	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○		266	1期
○	240005301	24000530106	向陽学園	ふじ寮	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○		264	1期
○	240005301	24000530107	向陽学園	ばら寮	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○		264	1期
○	240005301	24000530108	向陽学園	やまゆり寮	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○		264	1期
○	240005301	24000530109	向陽学園	厨房棟	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○			1期
○	240005301	24000530110	向陽学園	変電室棟	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○			1期
○	240005301	24000530111	向陽学園	プール棟	本市単独施設	保土ヶ谷区	こども青少年局		○	○			1期
○	241000117	24100011713	横浜動物の森公園	ジャングルカフェ(第一ゾーンインフォメーション棟)	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		181	1期
○	241000117	24100011735	横浜動物の森公園	オージービル(第三ゾーンカフェテリア)	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		1,317	1期
○	241000117	24100011758	横浜動物の森公園	アクアテラス(南入ロゾーンサービス棟)	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		756	1期
○	241000117	24100011759	横浜動物の森公園	南入ロゾーン車庫一号楼	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		154	1期
○	241000117	24100011760	横浜動物の森公園	南入ロゾーン車庫二号楼	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		138	1期
○	241000117	24100011771	横浜動物の森公園	立体駐車場(A棟)	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○	16,334	3,293	1期
○	241000117	24100011772	横浜動物の森公園	立体駐車場(B棟)	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		3,446	1期
○	241000117	24100011773	横浜動物の森公園	立体駐車場(C棟)	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		2,476	1期
○	241000117	24100011774	横浜動物の森公園	立体駐車場(E棟)	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		3,418	1期
○	241000117	24100011775	横浜動物の森公園	立体駐車場(D棟)	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		3,701	1期
○	241000117	24100011795	横浜動物の森公園	サバナゾーン休憩棟	本市単独施設	旭区	環境創造局		○	○		419	1期
○	241002207	24100220701	旭区総合庁舎	本館	本市施設との複合	旭区	市民局		○	○	11,726	11,726	1期
○	241002207	24100220702	旭区総合庁舎	新館	本市施設との複合	旭区	市民局		○	○			1期
○	241002208	24100220701	旭公会堂	本館	本市施設との複合	旭区	市民局		○	○	↑庁舎本館	↑庁舎本館	1期

神奈川県民文化センターほか63施設特定建築物定期点検等調査業務委託

代表	施設番号	棟番号	施設名	棟名	複合	所在区	ストックマネージャー局	12条点検		劣化調査		1期	2期
								建築設備	建築設備	劣化調査対象面積	12条点検対象面積		
	241002209	24100220701	旭消防署	本館	本市施設との複合	旭区	市民局	○	○	1庁舎本館	1庁舎本館	1期	
○	241002401	24100240101	本村スポーツ会館	単独	本市単独施設	旭区	市民局	○	○	500	500	1期	
○	241083303	24108330301	南本宿消防出張所	単独	本市単独施設	旭区	消防局		○	451		1期	
○	241083402	24108340201	こども自然公園	売店	本市単独施設	旭区	環境創造局	○	○	1,274	169	1期	
○	245000602	24500060201	泉寿荘	単独	本市単独施設	泉区	健康福祉局	○	○	1,456	1,456	1期	
○	245001302	24500130202	しらゆり公園	プール管理棟	本市施設との複合	泉区	環境創造局		○	924		1期	
	245001303	24500130202	しらゆり集会所	プール管理棟	本市施設との複合	泉区	市民局		○	↑		1期	
○	245001617	24500161701	下和泉地区センター	複合単独	本市施設との複合	泉区	市民局	○	○	3,108	3,108	1期	
	245001618	24500161701	下和泉地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	泉区	健康福祉局	○	○	↑	↑	1期	
○	245001628	24500162801	いずみ野消防出張所	単独	本市単独施設	泉区	消防局		○	453		1期	
○	245001807	24500180701	上飯田西公園	プール管理棟	本市単独施設	泉区	環境創造局		○	374		1期	

12 条点検実施要領

1 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、次の法令に準じた特定建築の点検を実施する。

ア 建築基準法第 12 条第二項

2 点検者の要件

点検者は、次の要件を満たすこと。

(1) 建築

一級建築士若しくは二級建築士 又は
建築基準法第 12 条に規定する建築物調査員

3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

建築基準法第 12 条第二項に基づく告示第 282 号

4 点検表について

点検結果は、次の様式に記載すること。

[様式 1 A] 12 条点検 点検表 (建築)

5 その他

- ・ 成果品作成にあたっては、別紙 4 成果品作成要領を参照すること。

建物名称:

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
1 敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	有	●	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	有	●	
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	有	●	
2 建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	有	●	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	有	●	
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	有	●	
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(6)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(7)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(8)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(9)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(10)	外壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(11)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(12)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(13)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(15)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(16)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	有	●	

様式1A

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
3 屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	有	●	
(2)		パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	有	●	
(3)	屋上回り(屋上面を除く。)	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(6)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	有	●	
(7)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	有	●	
(8)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	有	●	
4 建築物の内部					
(1)	防火区画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況		有 ●
(2)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(3)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(4)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(5)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(6)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(7)			耐火建築物にすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	
(8)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			有 ●	
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(10)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(12)	耐火建築物にすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況		有 ●	
(13)	天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況		有 ●
(14)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	
(15)	防火設備(防火戸、シャッターその他)	本体と枠の劣化及び損傷の状況		有 ●	

様式1A

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
(16)	れらに類するものに限る)	防火設備の閉鎖又は作動の状況	有	●	
(17)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	有	●	
(18)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	有	●	
(19)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況	有	●	
(20)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	有	●	

5 避難施設

(1)	廊下	物品放置の状況	有	●		
(2)	出入口	物品放置の状況	有	●		
(3)		手すり等の劣化及び損傷の状況	有	●		
(4)	避難上有効なバルコニー	物品放置の状況	有	●		
(5)		避難器具の操作性の確保の状況	有	●		
(6)	階段	物品放置の状況	有	●		
(7)		階段各部の劣化及び損傷の状況	有	●		
(8)		屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	有	●	
(9)		特別避難階段	階段室又は付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	有	●	
(10)	物品放置の状況		有	●		
(11)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	有	●	
(12)		排煙設備	排煙口の維持保全の状況	有	●	

6 その他

(1)	その他の設備	非常用の進入口	非常用の進入口等の維持保全の状況	有	●	
(2)		非常用の照明装置	照明の妨げとなる物品の装置の状況	有	●	
(3)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)			膜張力及びケーブル張力の状況	有	●	
(5)	特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	有	●	
(6)			上部構造の可動の状況	有	●	
(7)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(8)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	有	●	
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	有	●	

様式1A

建物名称:

#REF!

No.1	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.2	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.3	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

点検結果図

建物名称		No.	
------	--	-----	--

劣化調査実施要領

1 構成

この要領は、本業務について説明した資料を次のとおり業種ごとに綴じこみ構成されています。各資料の用途については以降に記載します。



2 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、各業種で定める[調査項目リスト]で指定した部位及び設備の劣化調査を実施する。

3 調査者の要件

調査者は、次の要件を満たすこと。

(1) 建築

一級建築士若しくは二級建築士 又は
建築基準法第 12 条第一項に規定する建築物調査員

4 調査の方法及び結果の判定基準について

各業種で定める [判定基準]を適用すること。

5 調査表について

調査結果は、業種ごとに次の様式に記載すること。

[様式 2A] 劣化調査報告書（建築）

6 その他

- ・ 成果品作成にあたっては、別紙 4 成果品作成要領を参照すること。

劣化調査実施要領
様式集

公共建築物劣化調査報告書(建築)

建築局保全推進課劣化調査担当

次の施設について劣化調査を行いましたので報告します。

施設名称

1 小破修繕について

次の項目は100万円未満で対応できると考えられるため、業者から見積徴収のうえ自局予算での対応をお願いします。

項目	内容	備考

2 修繕工事について

100万円以上の修繕工事が必要なものは次の通りです。これらについては建築局で修繕計画を立案し、全市的な観点で、緊急性の高いものから順次修繕を検討しますので、建築局への下調依頼は不要です。各項目の詳細については、別添資料にてご確認ください。なお、本調査結果はYCANの建築局保全推進課HP「横浜市公共建築物台帳」でもご覧になれます。

項目	内容	備考

3 調査必要項目

項目	内容	備考

4 その他連絡欄

--

5 調査者

	氏名	所属又は勤務先
代表となる調査者		
その他の調査者		
その他の調査者		

注:記載内容は調査時点のものです。ご不明な点は、建築局保全推進課にお問い合わせください。

<p style="text-align: right;">写真番号</p> <p style="text-align: center;">全景写真(4面)を撮ること</p>	<p>1 部位 全景</p> <p>状況</p> <p>対応案</p> <p>評価ランク</p>
<p style="text-align: right;">写真番号</p>	<p>2 部位</p> <p>状況</p> <p>対応案</p> <p>評価ランク</p>
<p style="text-align: right;">写真番号</p>	<p>3 部位</p> <p>状況</p> <p>対応案</p> <p>評価ランク</p>

劣化調査結果図（写真位置図）

施設名

成果品作成要領

本委託の成果品を次のとおり作成すること

1 共通事項

横浜市が定める電子納品運用ガイドライン【建築・建築設備業務編】（以下「運用ガイドライン」という。）より、次の該当項を適用する。

※運用ガイドライン：<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/pdf/kentiku-sekei-guide-1306.pdf>

(1) 作業の流れ

運用ガイドライン 6.1 参照

(2) 電子成果品のウイルスチェック

運用ガイドライン 6.6.2(3)及び6.6.4 参照

(3) 電子媒体への格納

運用ガイドライン 6.6.3 参照

ただし、電子納品チェッカーによるチェックは不要。

(4) 電子媒体等の表記

運用ガイドライン 6.6.5 参照

ただし、業務番号は業務内容に置き換えること。（例：12 条点検、劣化調査）

(5) 電子媒体納品書

運用ガイドライン 6.6.8 参照

(6) 電子成果品のフォルダとファイルの構成

ア フォルダ構成

施設ごとにフォルダを作成し、各報告書を保存すること。

イ フォルダ名の構成は次のとおり

項目	施設番号	—	施設名
記入例	231001703	—	市役所本庁舎

例：231001703_市役所本庁舎

ウ 補足

- ・1 枚の電子媒体内には複数の業務内容を混在せず、単一の業務内容を保存すること。
- ・保存するファイルがないフォルダは作成しないこと。
- ・施設名は、[別紙 1]対象施設一覧表の記載と同一とすること。
- ・複合施設の場合、それぞれの施設に該当するフォルダを作成すること。また、以下に定めたファイル名のファイルに関連するすべての施設フォルダに保存すること。

- ・複数棟ある施設は、当該フォルダに全ての棟の報告書を保存すること。

エ ファイル構成

- ・12条点検に関するファイル構成は、後述する2(3)を参照
- ・劣化調査に関するファイル構成は、3(3)を参照
- ・1ファイルあたりの上限データサイズは5MB/ファイルとする。上限データサイズを超える場合は、該当施設名および理由を保全公社担当者へ報告すること。

2 12条点検に関する特記

- (1) 点検報告書は、特定建築と特定建築設備に分けて、棟ごとに作成する。
- (2) 1棟に複数の施設が入っている（以下「複合施設」という。）場合は、まとめて1つの点検報告書を作成すること。その際、点検報告書の「施設名称」「施設番号」欄には、複合施設を全て列記すること。
- (3) ファイルの命名

ア ファイル名の構成は次のとおり

項目	実施年度	_	業種	_	施設名	(棟名)
記入例	2019	_	建築 or 設備 or 防火	_	市役所本庁舎	(庁舎棟)

例：2019_建築_市役所本庁舎（庁舎棟）

イ 補足

- ・複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

例：2019_設備_鶴見区総合庁舎他

※代表施設の定義

別紙1の代表列に○の記載がある施設とする。

- ・複数の棟を保有する施設の場合、全角括弧内に棟名を記載すること。なお、単独棟の場合は、記載事項なしとする。

3 劣化調査に関する特記

- (1) 調査報告書は、建築・電気・機械に分けて、施設ごとに作成する。
- (2) 複数棟ある施設又は複合施設の場合は、まとめて1つの調査報告書を作成する。
- (3) ファイルの命名

ア ファイル名の構成は次のとおり

項目	業種	_	施設名
記入例	建築、電気、機械	_	市役所本庁舎

例：建築_市役所本庁舎

イ 補足

- ・複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

例：建築_鶴見区総合庁舎他